

児童扶養手当について

1 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

2 手当の支給要件

支給対象は、次の①～⑨のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。なお、一定の障害の状態にある児童の場合には20歳未満）を監護する母や父、または養育者（祖父母など）です。

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV防止法の規定による保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

★ただし、以下の場合には、手当を受けることはできません。

- 児童が、日本国内に住所を有していないとき
- 児童が、里親に委託されていたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 児童が、請求者以外の父または母と生計を同じくしているとき（父または母が重度の障がいの状態にある場合を除く）
- 児童が、父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）に養育されているとき
- 母または父、あるいは養育者が、日本国内に住所を有していないとき

3 手当を受給するには

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村への申請手続きが必要です。

申請には、申請時に記入する認定請求書のほか、戸籍謄本（支給要件の確認のため）や、該当する支給要件によって異なる必要な書類がありますので、詳しくはお住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

なお、認定請求書には請求者本人及び対象児童や同居の扶養義務者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。手続きの際には、個人番号カード（又は通知カード）及び身分確認書類を御持参ください。

4 手当の額

手当額は以下のとおりです。なお、手当額は全国消費者物価指数の動向により毎年改定されます。
(参考) 令和6年(2024年)11月現在

区分	全部支給される場合	一部支給される場合
対象児童が1人のとき	45,500 円	45,490 円～10,740 円
対象児童が2人以上のとき (2人目以降の児童一人当たりの加算額)	10,750 円	10,740 円～5,380 円

5 手当の支払日

手当は、申請月の翌月分から支給開始となり、受給資格が喪失した月分まで支給されます。手当は、次に示す支払日に、その前月分までの分がまとめて指定された金融機関の口座に振り込まれます。

令和6年度(2024年度)

支給対象月	支払日
11月分～12月分	1月11日
1月分～2月分	3月11日
3月分～4月分	5月11日
5月分～6月分	7月11日
7月分～8月分	9月11日
9月分～10月分	11月11日

支払日が、土・日・祝日に当たる場合には、その直前の金融機関営業日に支給されます。

6 手当の支給の制限

手当は、以下の場合に支給額が制限されます。

① 所得による支給の制限

手当の受給資格者や、その扶養義務者(民法第877条第1項に定める直系血族及び兄弟姉妹で、受給資格者と生計を同じくしている者)の前年の所得(★)が次表の限度額以上である場合には、翌年の10月分までの手当の一部又は全部が支給されません。

所得制限限度額表

(令和6年(2024年)11月現在)

扶養親族等の数	受給資格者本人の所得限度額		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得限度額
	全部支給	一部支給	
0人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
5人目以降	※ 1人増えるごとに38万円加算		

※ 次の場合には、上記の限度額に所定の額が加算されます。

- 受給資格者本人
 - ・ 同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)または老人扶養親族 1 人に付き 10 万円
 - ・ 特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族 1 人に付き 15 万円
- 扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
 - ・ 老人扶養親族 1 人に付き 6 万円（扶養親族が老人のみの場合は 2 人目から）

★所得額の計算方法

所得＝（地方税法に定める所得＋養育費（※）の 8 割）－（各種控除の額）－80,000 円

（※）養育費とは、受給資格者が母又は父の場合に、児童の父又は母から児童の養育に必要な費用の支払として受ける金銭や有価証券を指します。

主な控除一覧

（令和 6 年（2024 年）4 月現在）

控除の種類	控除額		
	受給者（母又は父）	受給者（養育者）	配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
障害者控除	270,000 円	270,000 円	270,000 円
特別障害者控除	400,000 円	400,000 円	400,000 円
寡婦控除	—	270,000 円	270,000 円
ひとり親控除	—	350,000 円	350,000 円
勤労学生控除	270,000 円	270,000 円	270,000 円
雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除	地方税法で控除された額		
肉用牛の売却による事業所得	免除に係る所得の額		
公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除	①公共事業などのために土地建物を売った場合		5,000 万円
	②居住用財産を売った場合		3,000 万円
	③特定土地区画整理事業などのために土地を売った場合		2,000 万円
	④特定住宅地造成事業などのために土地を売った場合		1,500 万円
	⑤平成 21 年及び平成 22 年に取得した国内にある土地を譲渡した場合		1,000 万円
	⑥農地保有の合理化などのために土地を売った場合		800 万円
	⑦上記①～⑥のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額		5,000 万円

② 受給開始後 5 年（または 7 年）経過による支給の制限

受給期間が 5 年を経過したとき、または手当の支給要件に該当したときから 7 年を経過したときは、手当額の 1 / 2 が支給停止となります。

ただし、次の①～⑤のいずれかに該当するときは、必要な書類を添付して届け出ることによって支給停止になりません。

- ① 受給資格者が就労している場合
- ② 受給資格者が求職活動等自立に向けた活動を行っている場合
- ③ 受給資格者が重度の障がいの状態にある場合
- ④ 受給資格者が負傷・疾病などの理由により就業することが困難である場合
- ⑤ 受給資格者が監護する児童または親族が障がい・負傷・疾病・要介護状態等であり、受給資格者が介護する必要があるため就業することが困難である場合

※ 現況届と同時に届出書を提出してください。対象の方には個別にお知らせします。

③ 公的年金給付による支給の制限

対象児童や受給資格者が公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する場合は、年金等の合算額が児童扶養手当支給額より低い場合に、その差額分を児童扶養手当として支給します。

◆障害基礎年金等を受給されている場合の手当額算出方法の変更について

児童扶養手当法施行令の改正（令和３年３月１日施行）に伴い、障害基礎年金等を受給されている場合の手当額の算出方法が以下のとおり変更となりました。

① 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲の変更

令和３年２月分の手当までは障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当は受給できませんでしたが、令和３年３月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

② 支給制限に関する所得の算出方法の変更

令和３年３月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者については、支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（※）が含まれることになりました。

※遺族年金、障害年金、労災年金、遺族補償など



７ 注意事項（受給資格者の届出義務）

手当の受給資格者には、次のような場合の届出義務があります。

特に、婚姻、転居、公的年金等の受給開始や額の改定など、受給資格や手当額に関する事柄の異動で、届出が遅れて手当が多く支払われた場合、返還していただくことになりますのでご注意ください。

※ 住民票や戸籍関係の異動手続きをされた場合も、児童扶養手当にかかる届出が必要です。

現況届	受給者資格者全員が毎年８月１日から８月３１日までの間に提出しなければなりません。届出がない場合、１１月分以降の手当が支給されません。
資格喪失届	婚姻等の理由により受給資格がなくなったとき
額改定請求書・届	対象児童の数に増減が生じたとき
公的年金給付等受給状況届	児童や受給資格者が公的年金等を受け取ることができるようになったとき、または年金額が変更になったとき
再交付申請書・亡失届	証書を破り又は汚したとき、証書を失ったとき
その他の変更届	氏名、住所、振込金融機関の変更、同居者に変更が生じたとき など

●詳しいことは、お住まいの市町村又は管轄の福祉事務所へお尋ねください。

〈お住まいの市町村窓口〉	【県福祉事務所】	【管轄区域】	【電話番号(直通)】
	宇城福祉事務所	下益城郡	0964-32-2416
	上益城福祉事務所	上益城郡	096-282-0215
	菊池福祉事務所	玉名郡・菊池郡・阿蘇郡	0968-25-0689
	八代福祉事務所	八代郡・葦北郡・球磨郡	0965-33-8756
	天草福祉事務所	天草郡	0969-22-4241

作成：熊本県子ども家庭福祉課 096-333-2229(直通)